(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 30 日

大津市長

殿

提出者

住 所 滋賀県大津市浜大津四丁目7番6号

氏 名 株式会社山﨑砂利商店

代表取締役 山崎 公信 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-523-2821

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処 理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社山﨑砂利商店 途中工場
事業場の所在 地	滋賀県大津市伊香立途中町861-1
計画期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該事業場において野	見に行っている事業に関する事項
①事業の種類	054 採石業,砂・砂利・玉石採取業 2181 砕石製造業 882 産業廃棄物処理業 9599 他に分類されないサービス業
②事業の規模	骨材販売実績 約50万 t
③従 業 員 数	約50名
④産業廃棄物の一 連 の処理の工程	1) 砕石、砂・砂利の製造や産業廃棄物の処理などを行う際に選別の過程で取り除かれたプラスチック系の不純物が、産業廃棄物(「廃プラスチック類」)として再生利用業者にて中間処理され、再生利用されます。 2) 一般残土や汚染土壌を洗浄した際に生じるシルト分を脱水し、産業廃棄物(「無機性汚泥」)として、再生利用業者及び熱回収認定業者にて中間処理され、再生利用及び熱回収されます。 3) 当社所有建築物解体の際に生じた建設系廃材が、産業廃棄物(「ガラス陶磁器くず」)として再生利用業者にて中間処理され、再生利用されます。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 代表取締役 統括本部長(営業部門とも連携) 各部門長 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 無機性汚泥 混合廃棄物 排出量 500.06 t 1, 155. 74 0 t (これまでに実施した取組) ①現状 1) 廃プラスチック類については、製品製造等における選別工程の結果生じるものであるので、製品 等の品質を向上させるとそれに比して排出量が増加することになります。それでも、リサイクル利用 できるものを更に選り分け、廃棄物としての排出量を抑制してきました。(ただし、顧客の増大及び 製品原料の不均質性により排出量は増加する傾向にあります。) 2) 汚泥については、最終的に捕捉されるシルト分からできるだけ砂分を回収することで排出量を抑 制できるよう、対応策を試験中です。 (廃プラスチック同様の理由により排出量は増加する傾向にあります。) 【目標】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 無機性汚泥 混合廃棄物 排出量 1,000 t 5,000 1,000 (今後実施する予定の取組) ②計画 1) 上記の通り、廃プラスチック類については、リサイクル利用できるものを更に選り分けることで 排出量の抑制を行います。 2) 汚泥については、最終的に捕捉されるシルト分からできるだけ砂分を回収することで排出量を抑 制できるような方法を引き続き検討していきます。(但し、顧客の増大が見込まれますので、排出の

絶対量では増加する予定となっています。))

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

廃プラスチック類:リサイクル利用できるものを更に選り分けることで排出量の抑制を行う。 汚泥:最終的に捕捉されるシルト分からできるだけ砂分を回収することで排出量を抑制できるような方 法を引き続き検討。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

廃プラスチック類:リサイクル利用できるものを更に選り分けることで排出量の抑制を行う。 汚泥:最終的に捕捉されるシルト分についてリサイクル化の検討を進める。

自身	う行う産業廃棄物の再	生利用に関する事項		
		【前年度(令和 年度)	実績】	
		産業廃棄物の種類	_	
	①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
		【前年度(令和 年度)実	績】	
			_	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)	
			_	
自身	っ行う産業廃棄物の中	間処理に関する事項		
		【前年度(令和年度)実績】	
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	t	t
		令和6年4月1日~令和7年	3月31日	
			_	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	②計画	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組))	

自ら行	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
	【前年度(令和 年度)実績】							
	①現状	産業廃棄物の種類	-	_				
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t	t		
		【前年度(令和 年度)実績】 —						
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	-	_				
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t	t		
		(今後実施する予定の取組) —						
産業	廃棄物の処理	の委託に関する事項						
		【前年度(令和5年度)	実績】					
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	無機性汚泥	混合廃棄物			
	①現状	全処理委託量	500.06 t	1, 155. 74 t	0 t			
		優良認定処理業者 への 処理委託量	500.06 t	1, 155. 74 t	t			
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t			
		認定熱回収業者へ の 処理委託量	t	t	t			
		認定熱回収業者以 外の 熱回収を行う業者 への 処理委託量	t	t	t			
		(これまでに実施した即 (これまでに実施した即 優良処理認定業者ある		業者へ処理を委	託しています。			

		【目標】							
		産業廃棄物の種類		廃プラスチック類	無機性汚泥		混合廃棄物		
			全処理委託量	1,000 t	5, 000	t	1,000	t	t
			優良認定処理業者 への 処理委託量	1,000 t	5, 000	t	1,000	t	t
			再生利用業者への 処理委託量	t		t		t	t
②計画	Î		認定熱回収業者へ の 処理委託量	t		t		t	t
			認定熱回収業者以 外の 熱回収を行う業者 への 処理委託量	t		t		t	t
		(今後実施する予定の取組) 処理委託先を厳選し、できるだけ優良認定処理業者へ処理を委託するように検討します。							
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。